

【特許庁委託事業】

**江蘇省 TSB—上海 IPG
ブランド保護連携フォーラム
2007 年次報告書**

2008 年 3 月

日本貿易振興機構上海代表処
知識産権部

JETRO

はじめに

2007年4月27日、江蘇省質量技術監督局と上海知的財産権問題研究グループは、江蘇省における知的財産権保護活動の促進、江蘇省投資環境の更なる向上を目的に、共同で「江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム」を設立した。本フォーラムは、“中国政府部門と日本企業(知的財産権所有者)で構成する組織とが、密接に交流するためのプラットフォームを構築し、定期的な意見交換、情報交流、協調行動を通じて相互の信頼醸成、知的財産権侵害への対応方針共有等に努めることが、将来的な知的財産権保護能力の向上に有効である”との理念に基づき、幾多の協議を経て成立したものである。本フォーラムの枠組みにおいて、既に多くの日本企業・業界が、その所有する知的財産権を保護すべく江蘇省内の各級質量監督部門と交流し、一定の成果を創出している。

フォーラム設立1年を期に、設立に向けた江蘇省TSBと上海IPGとの交流経緯、フォーラムの枠組みで実施した事業などこれまでの活動内容を取りまとめ、2007年の年次報告書を中日共同で作成した。本報告書が、2007年の成果を総括し、活動の検証、今後の活動の更なる進展および中国における知的財産権保護活動推進の一助となることを祈念して、関係各位に発行する。フォーラムの設立、運営にあたっては、中華人民共和国国家質量監督検験検疫総局、江蘇省人民政府、日本国経済産業省、日本国特許庁、駐上海日本国総領事館など中日両国政府に多大なる支援を受けた。また、報告書の作成においては、江蘇省TSBおよび上海IPG会員各位より、案件事例などに関する資料の提供を頂いた。ここに厚くお礼を申し上げます。

2008年3月31日



目次

はじめに	1
江蘇省TSB局長挨拶	4
上海IPG代表挨拶	6

第1章 フォーラムの設立

1. 設立までの動き	8
1) 2006年5月：江蘇省TSBとの会合	9
2) 2006年5月：江蘇省TSBと上海IPG運営幹事会との交流	10
3) 2006年6月：江浙滬質量技術監督稽查業務聯合会議での交流	11
4) 2006年8月：江蘇省TSB-上海IPG運営幹事会会合	12
5) 2006年8月：2006年度/第3回上海IPG運営幹事会会議	14
6) 2006年9月：第24回上海IPG会議：江蘇省TSB張副局長講演	15
7) 2006年11月：江蘇省TSBとの会合	16
8) 2006年12月～2007年2月：複数回にわたり会合を開催	18
9) 2007年2月：2006年度/第6回上海IPG運営幹事会会議	19
2. 設立記念総会の開催	20
1) 設立記念総会のスケジュール	21
2) 日本側出席者	22
3) 中国側出席者	23

第2章 2007年度活動方針策定過程

1. 2007年度/第1回江蘇省TSB-上海IPG事務局会議	26
2. 2007年度/第1回江蘇省TSB-上海IPG運営幹事会会議	28
3. 2007年度/第2回江蘇省TSB-上海IPG運営幹事会会議	29

第3章 2007年度の活動

1. 江蘇省TSBと上海IPG会員企業との意見交換会	32
1) 江蘇省TSB-上海IPG会員企業 意見交換会	32
2) 江蘇省TSB-上海IPG農薬WG会合	34

2. 真贋識別トレーニングセミナーの開催	36
1) 開催趣旨	36
2) 活動概要	36
3) 権利者側参加者(敬称略)	37
4) 江蘇省TSB側参加者	37
5) 全体スケジュール	38

第4章 フォーラム枠組みでの案件事例(抜粋)

1. 江蘇省における農薬市場摘発	42
2. 江蘇省における自動車部品関連模倣品調査	45
3. 個別案件事例	47
1) オムロン模倣品市場摘発案件	47
2) 住友化学模倣品摘発案件	49
3) エバラ食品模倣品市場摘発案件	51
4) 松下電工模倣品市場摘発案件	53
5) マツダ模倣品摘発案件	55
6) 王子製紙の商標不正登録取消請求事件	57

第5章 2007年度活動総括

1. 江蘇省TSBと上海IPGとの直接交流・相互理解の促進	60
2. 情報共有、意思疎通強化による戦略構築	60
3. 取締に関する迅速対応能力の向上	60

< 附属資料 >

1. 江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム設立宣言	62
2. 江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム定款	64
3. 日本企業担当者リストのフォーマット	66
4. 江蘇省における模倣品被害状況に関するアンケート結果統計表(抜粋)	67
5. 模倣業者リストのフォーマット(一部例示として欄内記入)	68

江蘇省 TSB 局長挨拶

江蘇省質量技術監督局副局長

張亜青

このたび、「江蘇省質量技術監督局-上海IPGブランド保護連携フォーラム」2007年度年次報告書が順調に発行できたことを非常に嬉しく思います。年次報告書を通じてフォーラム設立1年以來の活動を総括・宣伝することにより、上海IPGと江蘇省質量技術監督局の相互理解、協力の強化、知的財産権保護活動の共同推進、及び中国における日系企業の合法的權益の擁護に積極的な促進効果をもたらすことと確信しています。

江蘇省質量技術監督局は江蘇省人民政府の下における行政執法部門として、江蘇省打假工作領導小組弁公室(模倣品対策リーダーチーム弁公室)の職責を果たしており、知的財産権保護の重要な担い手の一つとして活躍しています。模倣品対策の一線で執法業務に従事している稽査人員は約2000名います。2007年、全省質量技術監督系統により、模倣品の検査・摘発に出動した執法員は延べ約20万名、検査を行った生産・販売業者は8万件余、受理された通報案件件数は6760件、立件処理された模倣品生産・販売案件は9289件、摘発されたニセモノ・粗悪品の価値は1.7億元、司法機関に送致された案件は139件であります。江蘇省における模倣品生産・販売違法業者は強力なダメージを受けており、製品の質と食品安全キャンペーンによる効果は著しいものです。

ここ数年、我々は上海IPGと幅広く、効果的な協力活動を行ってきました。2007年4月には「江蘇省質量技術監督局-上海IPG/日本貿易振興機構ブランド保護連携フォーラム」を設立しました。同フォーラムの設立は日中両国政府からも大きく注目されており、駐上海日本国総領事、日本経済産業省大臣官房参事官、江蘇省副省長、及び国家質量監督検査檢疫総局などの責任者が設立記



念総会に参加しました。また、中国国家知識産権保護弁公室から祝電のメッセージが届きました。同フォーラムの設立以来、双方は数回にわたり模倣品に対する取締活動を展開し、共同でトレーニングセミナーを開催するなど、知的財産権保護の推進と市場経済秩序の規範化などの方面で有益な試みを行ってきました。2008年1月には、日本貿易振興機構の招請で、省質量技術監督局局長夏鳴氏を団長とする訪日代表団が日本を訪れ、日本政府と愛知県政府の知的財産権保護関連部門及び関連企業と深い交流と会談を行い、相互協力に対する新たな共通認識に達しました。

目下、江蘇省は経済発展の強大な省作りに尽力しています。江蘇省では地方保護主義を排し、模倣品を見つけたら直ちに取締ります。知的財産権保護は政府と機関ならびに企業の共通責任であります。質量技術監督部門と中国で経済活動に参入した日系企業は、共同で中国地域経済の健全な発展を促進させるため、絶えず相互の信頼関係を構築し、連絡を強化し、協力を深めていかなければなりません。今後は、「江蘇省質量技術監督局-上海IPG/日本貿易振興機構ブランド保護連携フォーラム」のプラットフォームを活用して、知的財産権保護における戦略的協力及び情報交流を強化し、案件事例をめぐる討議や業務トレーニングなど多種多様な交流活動を展開し、模倣品に対する取締活動の新たな協力体制を模索し、知的財産権保護活動の有効性を向上させることを祈念します。

我々はこれまでどおり協力を強化し、共同で知的財産権保護活動を展開していきます。そして、相互の協力活動が一層実り豊かな成果を収め、より美しい明日を創っていくことを希望します。

上海IPG代表挨拶

上海IPGグループ長 久永道夫



このたび、「江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム」2007年度年次報告書を発行することができましたことを、非常に嬉しく思います。連携フォーラムが設立1年を迎え、多くの成果を挙げることができましたのも、ひとえに江蘇省人民政府や質量技術監督局など中国政府関連部門の皆様、ならびに日本国政府および連携フォーラムに参加する上海IPGメンバーの皆様など、関係各位のご支援とご協力のたまものであり、この場を借りて心より御礼申し上げます。

現在130社を越える日系企業が参加する上海IPGは、2002年の発足以来、知的財産権保護強化のため、華東地域を中心とした中国政府当局の皆様方との協力関係を深めるべく多くの活動を行ってまいりました。その中でも、以前より積極的に知的財産権保護活動に取り組んで来られた江蘇省質量技術監督局の皆様とは、ここ数年来、特に積極的に交流してまいりました。そして、2007年4月、相互の協力関係をより強固なものとし、効率的に知的財産権保護活動を推進することを目的として「江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム」を設立いたしました。

4月27日に開催された設立記念総会には、江蘇省人民政府、国家質量監督検閲検疫総局、日本国経済産業省、駐上海日本国総領事館などより中日両国政府を代表するご来賓の皆様、江蘇省内各級の質量技術監督局および上海IPGメンバーである日系企業の代表者など、総計約140名にご参加頂き、盛大に挙行することができました。

当連携フォーラムの活動は、地方政府当局と外資系企業との知的財産権保護に関する取り組みの先進的モデルとして、中日両国政府からも注目され、その活動成果については大きな期待が寄せられています。

2007年は連携フォーラムの設立初年にもかかわらず、同局のご協力により、模倣品対策に関するいくつかの大型プロジェクトが実施されました。また、既に多くの上海IPGメンバー企業が、江蘇省TSBによる模倣品の摘発などにより知的財産権の保護を受けています。本書では、それら2007年の主な活動成果を掲載しています。

上海IPGを代表いたしまして、ブランド保護連携フォーラムの活動がより多くの皆様から認知されることを希望するとともに、今後更なる成果を上げられるように、皆様には引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。最後に、本書が、皆様の今後の知的財産権保護活動の一助となることを祈念し、巻頭の辞とさせていただきます。



1. 設立までの動き

江蘇省質量技術監督局（以下「江蘇省 TSB」）と上海知的財産権問題研究グループ（以下「上海 IPG」）とは、共同で江蘇省での知的財産権保護に取り組むため、2007年4月27日に「江蘇省 TSB—上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」（以下「フォーラム」）を設立した。

2005年に日本貿易振興機構（ジェトロ）が日本企業を対象に行ったアンケート調査では、江蘇省は、広東省、浙江省に次いで模倣品製造の多い地域とされ、多くの日本企業が江蘇省の政府機関との協力関係構築を望んでいた。一方、江蘇省 TSB も、省内の知的財産権保護活動を強化し、より良い投資環境を整備するため、外資企業との連携強化の必要性を感じていた。1年以上にわたる江蘇省 TSB と上海 IPG との交流を経て、更に効果的な知的財産権保護活動を展開するため、両者が共同で活動を行う枠組みとして、フォーラムを設立することとなった。

以下にまず、交流の開始からフォーラム設立までの交流状況を紹介する。

1) 2006年5月：江蘇省TSBとの会合

日 時：2006年5月15日(月) 14:00～15:30

場 所：江蘇省TSB 稽査処処長室

参加者(敬称略、以下同様)：

<江蘇省TSB>：朱曉明(稽査処処長)、張劍(課長)

<上海IPG>：陳正梁(YKK中国投資有限公司)、宮原貴洋・趙海虹(ジェトロ上海)

<会合の内容>

①江蘇省TSBより、江蘇省における模倣品関係活動の現状説明

■江蘇省の模倣品摘発状況及び省内の日系企業関係の模倣品摘発実績を紹介。

■模倣品関係活動において、日系企業権利者の情報提供が不統一であり、情報集約が困難である旨問題提起。模倣品関係活動における真贋鑑定期間の短縮と効果的な対策策定のため、情報共有と意見交換の場を早期に設置することを提案。

②江蘇省TSBより上海IPGとの協力プラットフォーム構築に関し提案

■協力プラットフォーム構築によって、江蘇省内の模倣品被害状況、模倣品被害多発地域および日本ブランドなどに関する情報の共有を実現する。

■協力プラットフォームを運営し、両者の交流が進捗した段階で、製品真贋識別方法にかかる情報共有や模倣業者リストの作成などを実行する。

■江蘇省内においてプラットフォームを構築した後、さらに浙江省と上海市、可能であればその他の地域にまで活動を拡大し、情報提供等の規範化を目指す。

③江蘇省TSBと上海IPGの初期交流に関する合意

■ジェトロ上海より、上海IPG運営幹事会への参加、同会議での意見交換（協力プラットフォーム構築等の議論含む）の実施を提案。江蘇省TSBはこれを承諾。

■江蘇省TSBより、2006年6月下旬開催予定のTSB 3極連席会議（江蘇省、浙江省および上海市質量技術監督局稽査支隊の分隊長レベル以上100～200名参加）にジェトロを招待する旨約束。同会議において、日系企業の被害状況の紹介、上海IPGからの要望・アドバイス等を提示することとした。

2) 2006年5月：江蘇省TSBと上海IPG運営幹事会との交流

日 時：2006年5月31日(水) 16:00～18:00

場 所：ジェットロ上海センター内会議室

参加者：

<江蘇省TSB>：

朱曉明(処長)、茆国華(総隊長)、李炳仁(副総工程師)、張軍(副総隊長)、張劍

<上海IPG>：

久永道夫(上海IPGグループ長、電装(中国)投資有限公司)

津田小亮(上海IPG運営幹事、住友化学(上海)有限公司)

田中嶋広安(上海IPG運営幹事、荏原食品(上海)有限公司)

高橋政典(上海IPG運営幹事、オムロン(中国)有限公司)

濱宏行(上海IPG運営幹事、ダイキン(中国)投資有限公司)

宮原貴洋・趙海虹

<会合の内容>

①江蘇省TSBより、両者間のプラットフォーム構築について提案

■日本企業の模倣品担当者、真贋識別等にかかる情報を共有し、円滑な連絡・交流を行える協力プラットフォームの設置を提案。

■共同でのHP立ち上げなど、電子媒体での情報共有を将来的な検討課題として提起。

②上海IPGからの応答、IPG活動紹介

■上海IPGでは、主に華東地域での模倣品対策に関連する諸活動を実施。

■江蘇省については未だ情報が不足しているが、TSBとの交流強化には前向き。

③合意事項

■協力プラットフォーム構築に向け、実行可否を上海IPG全体で検討する。上海IPGで実行可能な項目等を検討し、次回の江蘇省TSBとの会合にて紹介する。

3) 2006年6月：江浙滬質量技術監督稽查業務聯合會議での交流

日 時：2006年6月26日(月)～6月28日(水)

場 所：黄龍月亮湾大酒店

参加者：

<江蘇省/浙江省/上海TSB>：100数十名

<上海IPG>：陳正梁、宮原貴洋、趙海虹

<會議概要 (アジェンダ) >

6月26日 (月) 夜

3局TSB稽查部門の責任者(局長/副局長)が3局TSB稽查業務連絡員制度及び連合案件処理に関する規定について討論。ジェトロ上海センター2名同席。

6月27日 (火)

午前8:00～11:30 / 冒頭挨拶

- ①建徳市政府章積年副市長 ②浙江省TSB唐全東副局長 ③江蘇省TSB張亜青副局長
④上海TSB唐曉芬副局長 ⑤中国外商投資企業協会劉万忠副会長 ⑥上海IPG事務局宮原氏
⑦国家TSB総局執法司嚴馮敏司長(終了後、ホテルのロビーにて記念写真撮影)

午後14:00～18:00 / 稽查フォーラム

1.経験編(業務処理における経験、実績の紹介)

- ①上海市青浦区TSB凌剛副局長 ②上海市静安区TSB陳庭男局長
③江蘇省淮安市TSB王淮処長 ④浙江省TSB稽查総隊陸海斌科長
⑤上海市閔行区TSB胡麟奎科長

2.挑戦編(稽查業務における問題点及び有効性を向上させる措置の紹介)

- ①江蘇省南京TSB稽查分局王進秀局長 ②上海市楊浦TSB虞明豪局長
③江蘇省常州TSB紀唯強局長助理 ④浙江省TSB稽查総隊劉献明科長
⑤上海奉賢区TSB馬金舟副局長

3.展望編(業務効果向上に関する提案及び業務処理における新しい試みの紹介)

- ①浙江省TSB鄭希俊処長 ②江蘇省南通市TSB稽查支隊劉鵬副支隊長
③上海市TSB孫曉峰総隊長 ④江蘇省揚州市TSB稽查処孔勛処長

6月28日 (水) 9時～11時半

上海、江蘇、浙江の各稽查部門の担当者より稽查部門の役割、今後の業務の重点、業務内容等についての紹介

- ①上海市TSB稽查総隊孫曉峰総隊長 ②江蘇省TSB稽查処朱曉明処長
③浙江省TSB稽查総隊丁徳祥総隊長 ④上海市TSB張利林処長

最後に、上海市TSB唐曉芬副局長より會議を総括して発言し、11時半頃に閉会した。

当該会議でのジェトロ上海の主な発表事項

- 上海IPGの活動紹介
- 3局TSBに対し、日系企業案件処理に対する謝意表明。
- 江蘇省TSBとの交流状況に関する紹介

4) 2006年8月：江蘇省TSB—上海IPG運営幹事会会合

日 時：2006年8月4日(金) 10:00～12:30

場 所：江蘇省TSB 8階会議室

参加者：

<江蘇省TSB>：

朱曉明、茆国華、李炳仁、張軍、張劍

<上海IPG>：

久永道夫、羅達明女史(電装(中国)投資有限公司)

津田小亮、田中嶋広安、高橋政典、王曄旻(オムロン(中国)有限公司)

李浩濤(ブラザー(中国)商業有限公司)、宮原貴洋、趙海虹

<会合の内容>

①上海IPGから2006年度以降の協力項目と作業スケジュールを提案

将来的な実施項目（上海IPG内の希望社で実施）

情報交換

- ①TSBホームページへの真贋識別情報の提供・更新
- ②定期交流／セミナー、意見交換などの実施（最初は設立会合）
- ③模倣業者／リスト作成次年度実施に向けた検討

調査摘発

- ①業界別侵害調査の実施、情報提供
- ②エンフォースメント上の相互協力／摘発実績等のフィードバック

PR

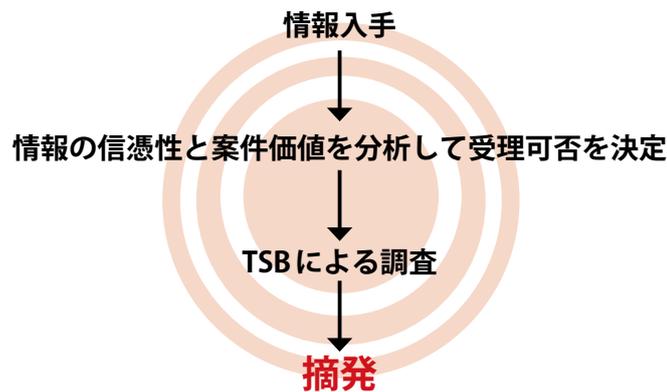
- ①年度報告書の作成
- ②TSB等関連HPへの成果掲載

②江蘇省TSBから摘発業務の流れについて紹介し、上海IPGとの協力に関する要望事項に言及

i .江蘇省TSBの活動

- 模倣品関係業務として、3つの形態(工場、流通ネットワーク、倉庫)に対処している。
- 業務上のパートナーは工商行政管理局(以下「AIC」)と公安(以下「PSB」)である。

ii .江蘇省TSB摘発業務の流れ



iii .上海IPGとの協力に関する要望事項

- 協力プラットフォームの構築及び模倣品地域・商品等に関する総合的な情報の提供。
- 全企業からの真贋識別、商標登録、連絡窓口に関する情報の提供。共有サイトを構築して、消費者への情報提供を行うことも重要と認識。
- 個別企業からの製品特徴(季節性、地域性等)、被疑者、侵害発生地域とルート、正規品と模倣品の識別等に関する情報の提供。
- TSB現場検査官等に対する人員教育への協力。

③質疑応答

摘発業務においてプライオリティの高い商品分野、真贋鑑定を容易化する手段の有無、摘発時の権利者立ち会いの必要性、押収品の処分などについて質疑応答。

④合意事項

- 2006年9月21日の上海IPG会合において、江蘇省TSBから講演を行う。
- 両者間の組織作り、各種実施項目の詳細について継続審議する。

5) 2006年8月：2006年度/第3回上海IPG運営幹事会会議

日 時：2006年8月28日(月) 16:00～19:00

場 所：ジェットロ上海センター 会議室

参加者：

久永道夫、津田小亮

白浜勝也(ブラザー(中国)商業有限公司)

濱宏行、高橋政典、田中嶋広安、宮原貴洋、趙海虹

<会合の内容>

協力プラットフォーム構築についての決定事項

- 協力プラットフォーム構築に向け、前向きに作業を進める。事前に実績を積み上げるとともに、事後的に何らかの支障が生じることを防ぐため、当面は原則として、運営幹事会各社が中心となって各種検討・準備作業を実施する。
- 第24回IPG全体会合時に、江蘇省TSBとの協力プラットフォームへの参加企業を募る。
- 江蘇省TSBとの連絡窓口は、当面ジェットロ上海センターが担当する。
- 共有ウェブサイトの構築については、江蘇省TSBの既存サイトを使用可能か確認した上、対応を検討する。

6) 2006年9月：第24回上海IPG会議／江蘇省TSB張副局長講演

日 時：2006年9月21日(木)
場 所：上海龍之夢麗晶大酒店

<講演の内容>

①江蘇省TSB概況と行政職能

- ① 全省質量技術監督システム、組織構造について
- ② 近年の知的財産権保護活動の展開による成果
- ③ 江蘇省質量技術監督のニセモノ取締りシステム、権利保護に対する決意
- ④ 日系企業を含む外商投資企業と協力を行なうための基礎的な条件及び原動力

②今後の協力関係の強化と知的財産権保護活動の展開についての提案

- ① 知的財産権保護にかかる江蘇省TSB-上海IPG間の戦略的協力を強化する。
- ② 両者の情報交流を強化する。
- ③ 日系企業が自主的に知的財産権保護意識を向上することを要望する。
- ④ 両者のその他の交流、連絡を強化する。

7) 2006年11月：江蘇省TSBとの会合

日 時：2006年11月3日(金) 15:00～18:00

場 所：江蘇省TSB 8階会議室

参加者：

<江蘇省TSB>：朱曉明、張劍

<上海IPG>：田中嶋広安、宮原貴洋、朱瑾(ジェトロ上海)

<会合の内容>

模倣品調査に関する情報提供、真贋識別の情報提供、連絡担当者リストの提供、Web上での情報共有、協力プラットフォーム設立会合などの5つの議題について検討。詳細は下表の通り。

① 模倣品関連情報の提供

上海 IPG 側の意向	江蘇省 TSB の要望
i . 農業、制御機器及び食品業界の江蘇省の模倣品状況を11月以降に取りまとめ、年末を目処にTSBに情報提供。 ↓ ii . 引き続き、自動車部品など他の業界の情報を取りまとめ、結果をTSBに提供。 ↓ iii . 当該情報を活用した後、結果を確認し、その後の協力方法を再検討。	■ 上海 IPG 側の提案に沿って作業を進めることで問題なし。将来的には、IPGで模倣業者リストを作成し、TSBに提供することを希望。 ■ 模倣業者への打撃強化のため、摘発の即時実行への協力を希望。 ■ 江蘇省における模倣品のマクロ調査(模倣品の全体状況、経済への影響等を分析する調査)の実施と報告書の提供を希望。

② 真贋識別等の情報提供

上海 IPG 側の意向	江蘇省 TSB の要望
i 協力プラットフォームの設立会合後に、真贋識別情報に関するセミナーを開催。 ↓ ii . セミナー等適当な形式にて、各種業界の個別情報を提供。 ↓ iii . Web上での情報提供等、将来的な情報共有手段を更に検討。	■ 定期的なセミナーとWeb上での情報共有の2つの手段を通じた真贋識別情報の提供を希望。

③連絡担当者リスト提供

上海IPG側の意向	江蘇省TSBの要望
<ul style="list-style-type: none"> ■上海IPG会員企業から情報を募り、担当者リストを提供。 ■連絡担当者リストに掲載されていない企業について案件が発生した場合は、ジェトロ上海センターが連絡窓口として機能する。 ■可能な限り、TSB側の要望に沿った形式でリストを作成。 (付属資料3を参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ■連絡担当者の名前と電話番号の記入は必須。担当者変更の際は、随時リストを更新して欲しい。 ■IPG会員のうち中国法人がない企業については、連絡担当者に加え、鑑定担当者2名の名前と技術レベルを記載して欲しい。

④Web上での情報共有

上海IPG側の意向	江蘇省TSBの要望
<ul style="list-style-type: none"> ■実施可否、サーバの設置場所、画面のレイアウト、メンテナンスの方法などの事前検討が必要な為、実施可能性を含め継続審議としたい。 ■PG側の懸念事項は、主にサーバをTSB側に設置できるか否か、メンテナンスをどのように実行するか、Webの公開性の3点である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■当初からTSBとIPG（又はJetro）でのHP開設をイメージしていた。 ・サーバの設置は、TSB側で引き受けることが可能。 ・HPへの掲載事項(案)： <ol style="list-style-type: none"> ①真贋識別に関する情報 ②法制度、会員企業に関連する情報 ③成功事例の報道(写真、資料) ④模倣品案件の訴え窓口 ⑤模倣業者リスト

⑤協力プラットフォーム設立会合

上海IPG側の意向	江蘇省TSBの要望
<ul style="list-style-type: none"> ■上海IPG全体にはかったうえ、2007年1月を目標に設立会合の開催を希望。 	<ul style="list-style-type: none"> ■TSB側で局長に報告し了解を取り付ける。 ■TSB側で名称、定款を作成しIPG側で確認する（名称は「江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム」で検討）。 ■メンバー企業へは証明資料を提供する。

8) 2006年12月～2007年2月：複数回にわたり会合を開催

<会合の内容>

- ①模倣品摘発に関し、当初成果を早急に創出し、江蘇省TSBと上海IPGとの協力スキームを構築するため、運営幹事会社の案件を対象に江蘇省各地での協力を実行（IPG全体の活動となる前に、障害発生の有無を検討することも目的の一部として幹事会主導の形式を採用）。
- ②フォーラム設立会合に向け、日程調整、定款作成作業等を協力して実施。
- ③江蘇省TSBの協力に対し、ジェトロ上海センター花田副所長より感謝状を贈呈。



2007年1月15日
ジェトロ上海花田より、江蘇省TSBに感謝状を授与

9) 2007年2月：2006年度/第6回上海IPG運営幹事会会議

日 時：2007年2月13日(火)

場 所：ジェトロ上海センター 会議室

参加者：

津田小亮、高橋政典、田中嶋広安、白浜勝也

花田美香、宮原貴洋、森永正裕、趙海虹

<会合の内容>

フォーラム運営についての決定事項

- フォーラム設立会合のアジェンダ・定款作成など、フォーラム運営にかかる事項は、IPG幹事会が主体となって調整する。
- 年間定期会合を開催する方向で江蘇省TSBに提案する。効率化のため、セミナーの同時開催、年末の表彰イベント等についても今後の検討事項とする。
- フォーラムへの参加企業の最終確認を行う。
- 上海IPG全体で活動し、活動の経過はIPG全体会合等を通じフィードバックする。

その後、数度の事前調整を踏まえ、江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラムの発足、設立会合の内容を決定した。

2. 設立記念総会の開催

開催日時：2007年4月27日(水) 9:30～12:00

開催場所：ホテル ソフィテル・ギャラクシー南京

フォーラム設立の趣旨

中国政府当局と日本企業が直接連携を取りながら知的財産権保護活動に取り組むため、相互の交流・協力関係確保のためのプラットフォームを構築し、それを基盤に各種事業を展開する。

フォーラム設立の目的

- ① 江蘇省TSBと上海IPGとの直接交流・相互理解の促進
- ② 情報共有、意思疎通強化による戦略構築
- ③ 取締りに関する迅速対応能力の向上

上記3点を推進することにより、最終的に江蘇省内の模倣品（特に製造拠点）の撲滅を目指す。

設立総会の概要

2007年4月27日、江蘇省南京市でフォーラムの設立記念総会が開催された。総会には、日本側から駐上海日本国総領事・隈丸優次氏、経済産業省大臣官房参事官（模倣品対策・通商担当）松林博己氏、上海IPG参加企業代表者が、また中国側からは江蘇省人民政府副省长・仇和氏、国家質量監督檢驗檢疫総局製品監督司副司長・劉春燕氏、江蘇省保護知識産権弁公室副主任・朱曉波氏ら、さらに江蘇省TSBの夏鳴局長以下省内各市の取り締まり担当部門のトップら117人など、合計約170人が参加した。

夏鳴氏はあいさつの中で、このフォーラムを設立したことで江蘇省の模倣品取り締まり活動が新たな段階に入ったとし、江蘇省が知的財産権保護のモデル地区となり一層の経済発展を遂げることができるよう、今後ますます日系企業との連携・協力を密にししながら、活動を推進していく、と宣言した。

1) 設立記念総会のスケジュール(敬称略)

〔司会〕 江蘇省TSB 副局長 張 亜青

〔通訳〕 中日逐次通訳

午前 9:30 開始

内 容	発 言 者
(1)開会宣言	江蘇省TSB 副局長 張 亜青
(2)「江蘇省TSB－上海IPGブランド保護 フォーラム設立宣言」読み上げ	
(3)「江蘇省TSB－上海IPGブランド保護 フォーラム定款」読み上げ及び採択 (拍手により承認)	ジェトロ上海センター 副所長 花田美香
(4)第一回メンバー名簿公開	ジェトロ上海センター 副所長 花田美香
(5)「証明書」発行	
(6)日本国駐上海総領事館総領事講話	駐上海日本国総領事館 総領事 隈丸優次 江蘇省人民政府 副省長 仇和
(7)江蘇省政府代表講話	
【コーヒープレーク】	
(8)上海IPG代表挨拶	上海IPG運営幹事 ・ブラザー (中国)商業有限公司 経営企画部長 白浜勝也 ・住友化学(上海)有限公司 董事 津田小亮
(9)江蘇省TSB 稽查部門代表挨拶	江蘇省内市レベル質量技術監督局 代表者2名
(10)国家質量監督検査検疫総局代表講話	国家質量監督検査検疫総局 製品監督司 副司長 劉春燕
(11)日本国政府代表講話	経済産業省 大臣官房参事官 (模倣品対策・通商担当) 松林 博己
(12)江蘇省TSB局長講話	江蘇省TSB 局長 夏 鳴

午前 12:00 終了

2) 日本側出席者(敬称略)

日本国駐上海総領事館 総領事 隈丸優次
日本国駐上海総領事館 領事 田中英治
経済産業省大臣官房参事官(模倣品対策・通商担当) 松林博己
日本貿易振興機構上海代表処 副所長 花田美香
日本貿易振興機構上海代表処 知識産権部 (上海IPG事務局) 4名

<上海IPGメンバー企業>

エバラ食品(上海)有限公司
エプソン(中国)有限公司
オムロン(中国)有限公司
オリンパス(中国)有限公司
カシオ(上海)貿易有限公司
コニカミノルタ(中国)投資有限公司
シャープ株式会社 上海代表処
JUKI (中国)投資有限公司
住友化学(上海)有限公司
株式会社泰科(大興)上海代表処
東陶機器(中国)有限公司
トヨタ自動車技術センター (中国)有限公司
日産化学工業株式会社
日本曹達株式会社
日曹達貿易(上海)有限公司
ブラザー (中国)商業有限公司
松下電器(中国)有限公司
松下電工株式会社
三菱マテリアル株式会社 上海事務所
ヨネックス株式会社
YKK(中国)投資有限公司
(以上20社 28名)

設立記念総会日本側参加者 合計36名

3. 中国側出席者(敬称略)

江蘇省人民政府 副省長 仇和
国家質量監督檢驗檢疫總局 製品監督司 副司長 劉春燕
江蘇省人民政府 副秘書長 于利中
江蘇省外事弁公室 助理巡視員 汪永泉
江蘇省保護知識産権弁公室 副主任 朱曉波
江蘇省TSB 局長 夏鳴
江蘇省TSB 副局長 張亜青
江蘇省TSB 稽査処 処長 朱曉明
江蘇省TSB 稽査総隊長 茆国華
省内各市の取締担当部門などより 江蘇省TSB側 計117名

設立記念総会中国側参加者 合計約130名

設立記念総会の模様



▲設立会合時の風景



▲あいさつする経済産業省大臣官房参事官の松林博己氏



▲あいさつする江蘇省人民政府副省長の仇和氏

付属資料1：江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム設立宣言

付属資料2：江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム定款



1) 2007年度/第1回江蘇省TSB-上海IPG事務局会議

日 時：2007年5月25日(金) 14:30～17:30

場 所：江蘇省TSB 5階会議室

参加者：

<江蘇省TSB>：朱曉明、陳衛(副総隊長)、張劍

<ジェットロ上海>：宮原貴洋、趙海虹

<会議の内容>

①上海IPGより2007年のフォーラム運営について提案

i.従来 of 検討内容に従い、まず意見交流(セミナー、意見交換会)、情報共有(日本企業担当者・模倣業者リスト提供など)及び摘発活動の3項目で事業を行う。

ii.6月21日の上海IPG運営幹事会に、江蘇省TSBが出席し、共同で詳細を検討する。その際、必要に応じて、TSB側からも新規実施項目について提案する。

②合意事項

セミナー・意見交換会の開催

第1回の真贋識別セミナーを次のとおり開催する。

■時 期：7月9日～13日の間(IPGから具体的な日程を提案)

■分 野：全業界または業界別(次回上海IPG運営幹事会で審議)

■その他：必要に応じて、各業界と個別に意見交換の場を設ける。

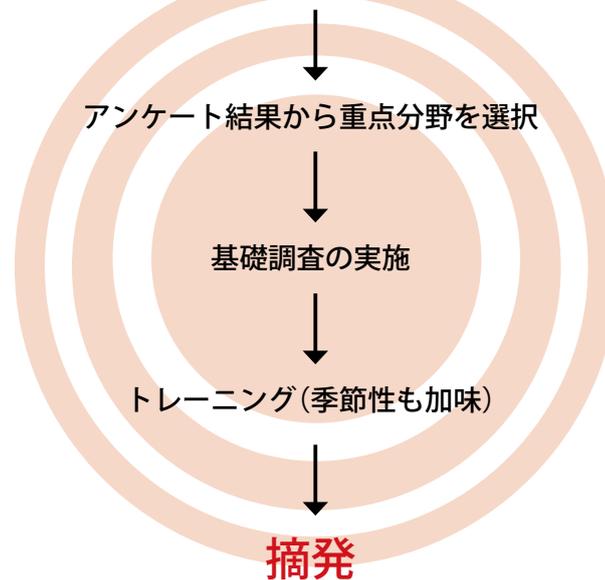
情報共有

再犯者リスト、HP構築について、6月21日の上海IPG運営幹事会で検討する。

摘発活動

下記のとおり実施する方向で検討・調整する。

IPGメンバー向けアンケートの実施(江蘇省におけるニセモノ被害)



③既存調査結果の活用について

TSB問題意識

製品の特徴など、摘発の実行に向けた具体的な情報が不足している（現場の執行員が踏み込んでも真贋の判別等が困難）。また、TSBとしては、重要案件（大規模案件）を扱いたいので、この点考慮して欲しい。

改善策(TSB要望)

- 模倣品調査に関係する調査会社と話をしたい。
- 調査結果のうち、重要案件については企業側で可能な限り深掘り調査を行い、情報提供して欲しい。

2) 2007年度/第1回江蘇省TSB-上海IPG運営幹事会会議

日 時：2007年6月21日(木) 15:00～18:00

場 所：ジェットロ上海センター 会議室

参加者：

<江蘇省TSB>：

朱曉明、陳衛、張劍、唐浩(副科長)

<IPG幹事会>：

久永道夫、津田小亮、白浜勝也

岩間孝夫(上海IPG運営幹事、カネボウ化粧品(中国)有限公司)

松島重夫(上海IPG運営幹事、コニカミノルタ(中国)投資有限公司)

林政克(上海IPG運営幹事、シャープ株式会社)

井野正義(上海IPG運営幹事、三菱マテリアル株式会社)

<ジェットロ上海>：花田美香、宮原貴洋、森永正裕、趙海虹

<会合の内容>

合意事項

重点分野の選定

摘発については、「調査」→「セミナー」→「摘発」という流れで活動できるよう協力する。ただし、全ての分野をカバーするのは難しいため、IPGメンバー向けにアンケートを実施し、重点分野を選定したうえ実行する。

セミナーの開催について

江蘇省TSBが7月20日～30日の間、数百人規模のトレーニングを実施予定。その中で、上海IPGが1日を使って真贋識別セミナーを実施する。可能な限り多くの江蘇省TSB検査官を対象に、江蘇省内における日本企業の模倣品被害状況や真贋識別などの情報を広く伝えることを目的とする。

模倣業者リストの内容について

模倣業者リストには、1回又はそれ以上取締りを受けたことのあるニセモノ業者の名称、住所、商品、経営者の名前、従業員数などを記入する。江蘇省TSBがフォーマットを提供する。

3) 2007年度/第2回江蘇省TSB-上海IPG運営幹事会会議

日 時：2007年9月11日(火) 14：15～17：00

場 所：江蘇省TSB 5階会議室

参加者：

<江蘇省TSB>：朱曉明、陳衛、張劍

<上海IPG>：岩間孝夫、久永道夫、史天樂(電装(中国)投資有限公司)

宮原貴洋、尹世花(ジェトロ上海)

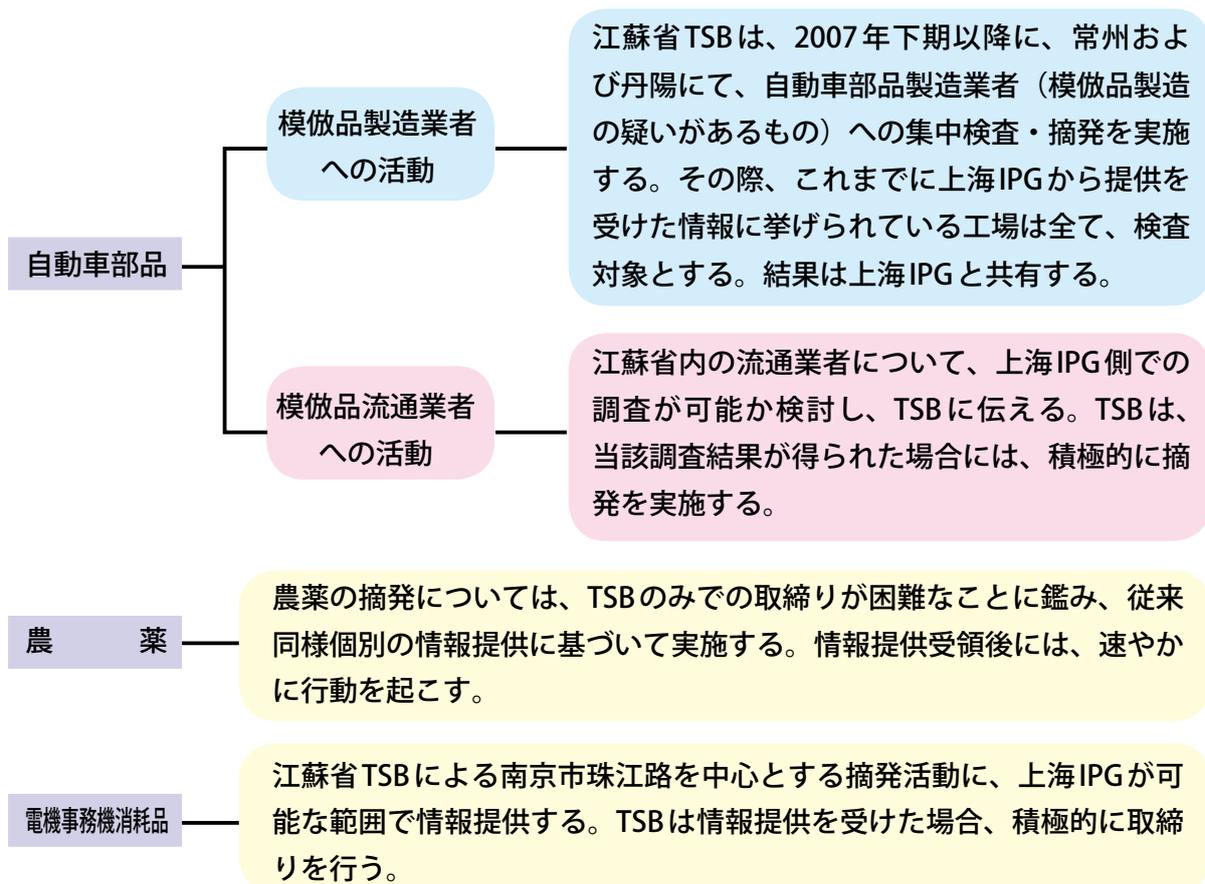
<会議の内容>

①フォーラム活動の重点分野、具体的活動について

ジェトロ上海より、上海IPG向けアンケート結果（付属資料4を参照）及び模倣業者リスト（付属資料5を参照）を江蘇省TSBに提供し、今後の重点分野及び各分野における実施項目について、TSBの意向を照会した。

TSBはアンケート結果を考慮し、江蘇省における模倣品の重点分野は、自動車部品、農薬、電機事務機消耗品の3種とするべきと回答した。

各分野における今後の活動に関する意見交換の概要は下記の通りである。



②模倣業者リストについて

上海IPGより、リスト掲載業者の現在の侵害行為の有無について、可能な範囲で情報提供する。江蘇省TSBは情報を受けた業者に対し、検査・摘発を実施する。

③江蘇省TSBの日本招聘について

ジェットロ上海センターが提供した日本招聘スケジュールの内容について、江蘇省TSB側より原則同意の意向が示された。

日本での活動目的は、中国地方政府の活動(フォーラム事業含む)を関連の政府部門、業界、企業向けに紹介し、以後の活動の活性化につなげることを主とする。



1. 江蘇省TSBと上海IPG会員企業との意見交換会

1) 江蘇省TSB- 上海IPG会員企業 意見交換会

日 時：2007年3月30日(金) 11：30～14：50
場 所：江蘇省TSB 会議室
参加者：
＜江蘇省TSB＞：
張亜青(副局長)、朱曉明、陳衛、張劍
＜メンバー企業＞：
エプソン(中国)有限公司、三菱電機(中国)有限公司
JUKI (中国)投資有限公司、ブラザー (中国)商業有限公司
松下電工株式会社、トヨタ自動車技術センター (中国)有限公司

＜質疑応答の内容＞

① TSBの役割の紹介

- 品質、原産地標識などに関する検査、規範化を主業務とする。特に、安全、食品、農業、建築材料に関するものは知的財産権保護の重点とみなす。
- 自動車関係においては、ブレーキ、バンパーが保護の重点である。

② TSBとAICの業務分担について

- 偽物商標の行為は、原則としてAICが管轄する。
- 中古品を新品と偽称する行為は、TSBで担当できる。

③ 没収品の扱いについて

- 没収品の保管費用はTSBが負担する。
- 権利者が廃棄に協力することは大歓迎である。

④取締りの実務について

- 地方TSBが外資系企業から偽物取締り依頼を受けた場合、摘発前に省TSBに報告することが多い。
- 摘発対象の倉庫が普通の民家で権利侵害の確実な証拠が存在する場合、PSBの協力を得た上、踏み込んで取り締まることが多い。
- 模倣品価格の計算方法：多くの場合、販売されたものは、販売価格で計算する。販売されていないものの価格計算基準は明確とは言い難い。
- 行政訴訟：全省において、年間10件～20件程度発生する。敗訴事例は極めて少ない。

2) 江蘇省TSB-上海IPG農薬WG会合

日 時：2007年12月14日(金) 14:30～17:00

場 所：江蘇省TSB 会議室

参加者：

<江蘇省TSB>：朱曉明、陳衛、張劍

<日本企業>：

津田小亮、中島正成、米倉範久、陳偉(クミアイ化学工業株式会社)

堀川宜敬、侯菁莎(日本庵原(イハラ)化学株式会社 上海代表処)

宮原貴洋

<会合の内容>

① TSBによる江蘇省G社に対する調査

農薬WGより江蘇省TSBに、日本企業の特許権を侵害している可能性が濃厚な江蘇省内企業（G社）に対し、証拠確保のため立ち入り検査を実施するよう要請した。

背景

- 当該特許発明は日本企業により発明され、中国で製造方法、組成物、使用方法の特許が成立している。
- 特許権者は、以前その特許権を侵害した江蘇省G社を提訴し、2005年に結審し、勝訴した*。 *権利侵害の停止、損害賠償金（三十万元）の支払い。
- 上記判決が出ているにもかかわらず、以下の状況証拠から、G社が未だ同特許権侵害品の生産を継続している可能性が高い。
 - ① G社のホームページで、特許侵害品が販売製品として宣伝されている。
 - ② 南米諸国の通関統計（2007年2月～5月）では、中国から特許権侵害品出荷されている記録がある。
 - ③ 2006年に湖南省でG社の特許権侵害品が販売され、サンプルを入手している。
- 江蘇省G社が特許権侵害品について、政府部門からの認可を取得していたことが判明した。
- 特許侵害の証拠をつかむべく調査を継続しているが、G社のガードが固く、証拠を入手できない。
- 税関、人民法院に本件について相談しているが、証拠提示を求められ、先に進まない状況にある。

江蘇省TSBへの依頼事項

TSBの力を借りて江蘇省G社を調査し、特許権侵害品生産の証拠を確保したい。立ち入り検査などを通じ、協力して欲しい。

江蘇省TSBの意見

- 本件は特許権侵害の案件であり、産品質量法に基づき、TSBが工場に立ち入り検査を行うには証拠が不十分。
- 2006年に湖南省で発見された模倣品が訴訟前に生産されたものかは不明であり、発見から既に1年以上経過しているため、証拠としての価値が高いとは言い難い。追加で有効な証拠を入手できれば、TSBからの協力が可能と考える。

合意事項

- 提供された資料では、「産品質量法」第18条の規定に基づいて立ち入り検査を行うには、証拠不十分である。
- 追加の証拠が確認できれば、TSBは証拠の確保に協力する。
- 権利者は、再度G社関連の証拠収集作業に努める。

②農薬WGによる調査プロジェクトについて

江蘇省での摘発に関する合意

- 農薬WGは過去3年間の江蘇省内の違反農薬工場（供給元）リストを作成し、8工場名を江蘇省TSBに報告した。2008年2-3月に調査会社を通じ、再犯の有無につき調査を実施する。
- 8工場に対する調査の結果、再犯の兆候が認められた場合、江蘇省TSBは、それらへの行政摘発等を実施する。模倣品が類似商標を使用したもののみであった場合などには、AICとの連携を検討する。

山東省での活動に関する合意

- 農薬WGでは、山東省の40工場に対しても調査を実施中である。調査結果が出次第、ジェトロ上海と農薬WGから山東省TSBに協力を要請する予定である。江蘇省TSBは、山東TSBに対し、事前に本件の紹介と協力要請を行う。

2. 真贋識別トレーニングセミナーの開催

開催日時：2007年7月27日(金) 15:00～17:00

2007年7月28日(土) 08:30～11:30

開催場所：解放軍陸軍指揮学院

1) 開催趣旨

「江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム」事業の一環として、江蘇省TSB職員向けに、上海IPG会員の企業概要や製品情報、江蘇省における模倣品の状況や真贋識別に関する情報を提供し、江蘇省TSBの模倣品取締り強化の一助とする。本セミナーは、江蘇省TSB側が独自に開催するトレーニングプログラムの一環として開催されたものであり、江蘇省TSB側の参加者が多数であることから、参加企業による基礎的な情報提供を主な目的とした。

2) 活動概要

7月27日午後から翌28日午前にかけて、江蘇省南京市郊外に位置する人民解放軍施設「陸軍指揮学院」にて、江蘇省TSB職員向け真贋識別セミナーを開催した。当セミナーは、江蘇省TSBが7月20日～30日の間、同施設にて独自で実施する訓練プログラムの一部を利用し、「江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム」事業の一環として開催したもので、江蘇省内各地の質量技術監督局稽查部門より約350名の職員が参加した。上海IPG側は、自動車関連、農薬、事務機器消耗品、電気機器メーカーなどを中心に、資料配布のみ実施するオブザーバー参加を含め、計25社が参加した。

上海IPGが実施する当局向けセミナーとしては、最大の参加人数となった本セミナーでは、資料配布等で若干の混乱があったものの、参加した江蘇省TSB職員も企業のプレゼンテーションや展示品の説明など真剣に耳を傾けていた。また、江蘇省TSB職員が実施している軍事訓練に上海IPGメンバーの一部が参加したほか、夕食会では江蘇省TSB幹部を交えて活発な意見交換がなされ、フォーラム設立後の両者の絶好の交流機会となった。

3) 権利者側参加者(敬称略)

トヨタ自動車技術中心(中国)有限公司	加茂廣, 王晓寧
日産(中国)投資有限公司	呂靖
本田技研工業(中国)投資有限公司	加藤秀司, 苗妙
マツダ株式会社 北京事務所	鄭寧
KYB株式会社	桐原晃, 孫校臨, 李栄根
電装(中国)投資有限公司	久永道夫, 史天樂, 羅翊菲
住友化学(上海)有限公司	津田小亮, 徐玲
クミアイ化学工業株式会社	陳偉
石原産業北京代表処	郭金平
松下電器(中国)有限公司	梁熹
松下電工株式会社	野辺龍介, 張軍梅
三菱電機(中国)有限公司	保坂政美, 許楠
ブラザー(中国)商業有限公司	李洪涛
オリンパス(中国)有限公司	李益娟, 丁伯春
コニカミノルタ弁公系統(中国)有限公司	大久保雅彦, 印立群
ケンウッド電子貿易(上海)有限公司北京事務所	ハリス
JUKI(中国)投資有限公司	福永大介, 徐璐賀
エプソン(中国)有限公司	史齊友
シャープ株式会社	林政克, 李瀟冰
三菱マテリアル株式会社	井野正義
牧田(中国)有限公司	神尾博孝, 呉従江
日産化学工業株式会社	陸迅
株式会社 大興(泰科)	王東彦
日曹達貿易(上海)有限公司	(住友化学代理発表)
日本農薬株式会社上海代表処	(住友化学代理発表)

25社 40名 (オブザーバー・事務局 含む)

4) 江蘇省TSB側参加者

江蘇省内各地質量技術監督局稽查部門より、約350名

5) 全体スケジュール

月 日	時 間	内 容
7月27日(金)	15:00	開会
	15:00～15:15	(1) トヨタ自動車技術中心(中国)有限公司
	15:15～15:30	(2) 日産(中国)投資有限公司
	15:30～15:45	(3) 本田技研工業(中国)投資有限公司
	15:45～16:00	(4) マツダ株式会社 北京事務所
	16:00～16:15	(5) KYB株式会社
	16:15～16:30	(6) 電装(中国)投資有限公司
	16:30～17:00	展示品説明
	17:00～17:45	(7) 住友化学(上海)有限公司/ 日曹達貿易(上海)有限公司/ 日本農薬株式会社上海代表処
		(8) クミアイ化学工業株式会社
		(9) 石原産業北京代表処
	18:00～	夕食会(江蘇省TSB代表者出席)
7月28日(土)	8:30～8:45	(10) 松下電工株式会社
	8:45～9:00	(11) オリンパス(中国)有限公司
	9:00～9:15	(12) ケンウッド電子貿易(上海)有限公司 北京事務所
	9:15～9:30	(13) JUKI(中国)投資有限公司
	9:30～9:45	(14) 三菱電機(中国)有限公司
	9:45～10:15	展示品説明
	10:15～10:30	(15) 松下電器(中国)有限公司
	10:30～10:45	(16) コニカミノルタ弁公系統(中国)有限公司
	10:45～11:00	(17) ブラザー(中国)商業有限公司
	11:00～11:15	(18) エプソン(中国)有限公司
11:15	閉会	

●TSB側のセミナー参加者



●権利者側による説明の様子





1. 江蘇省における農薬市場摘発

摘発日時：2007年6月8日(金) 10:00～16:00

取締実行/参加部門：

江蘇省TSB 稽査総隊 趙国棟科長等 計3名

江蘇省塩城市TSB 稽査支隊 魏然支隊長等 計12名

江蘇省淮安市TSB 稽査支隊 唐勝新支隊長等 計6名

江蘇省塩城市テレビ局「法眼生活」番組 張晶晶記者等 計2名

総勢 23名

権利者：

住友化学(上海)有限公司、日曹達貿易(上海)有限公司、その他

①摘発対象

■対象1：江蘇省塩城市開放大道農薬マーケット

所在地：江蘇省塩城市開放大道

■対象2：江蘇省淮安市軍營路農薬マーケットの4つの販売店及び五つの外部倉庫

所在地：江蘇省淮安市軍營路

②案件経緯(概要)

■長期間にわたる事前調査により、上記商標権侵害疑惑業者が住友化学株式会社の登録商標「速克靈」及び日本曹達株式会社の登録商標「甲基托布津」を無断に使用していることが判明した。

■江蘇省TSBとの情報交流の上、摘発行動を実施した。江蘇省2都市における摘発行動の過程で以下の侵害品が発見された。

偽「速可靈」農薬・・・・・・・・・・347袋

偽「甲基托布津」農薬・・・・・・・・2899袋

これらの侵害品はすべて押収され、江蘇省TSBの専用倉庫まで運送された。

③正規品と侵害品対比写真

◆住友化学株式会社の登録商標「速可靈」



◆日本曹達株式会社の登録商標「甲基托布津」



④ マスコミでの報道

取締り活動拡大の効果を宣伝するため、塩城市テレビ局《法眼生活》番組の記者が摘発に同行し、摘発全過程を報道した。

⑤ 本件に対する権利者のコメント

今回の取り締まりは、「江蘇省TSB—上海IPGブランド保護連携フォーラム」活動として実施されたため、省TSBと現地市レベルのTSBが、縦と横のつながりを利用して非常に大規模且つ効率的に行われたと感じる。通常であれば所轄のTSBが取締りを行うものの、人手が足りず、取り締まりを開始するとその情報が違反者間で流れ、店を閉めたり侵害品を隠したりと隠匿工作がなされ、十分な効果が得られない場合がある。しかし、今回は、2市場の4つの販売店と5箇所の外部倉庫に対し、ほぼ同時に摘発が実施された。そのため、逃げられることなく侵害品を押収できたのだと思う。

このように、フォーラムを通じて行政当局と日系企業が協力することにより、侵害者に対し強いプレッシャーがかけられ、より有効な活動となると期待する。

2. 江蘇省における自動車部品関連模倣品調査

①背景

2007年3月、江蘇省常州、丹陽、南京の3都市にある二・四輪部品取扱業者に対して（常州、丹陽においては工場を対象に、南京においては店舗を対象に）、市場調査を実施した。3都市での模倣品取扱状況（生産・販売量、在庫数、価格、仕向地、販売先など）の把握を目的とした当調査では、以下の57業者について、模倣品取り扱いの嫌疑が生じた。

常州 二・四輪部品生産工場 17工場

丹陽 二・四輪部品生産工場 15工場

南京 二・四輪部品販売店舗 25店舗

その後、上海IPG全体活動との歩調をあわせ、自動車・自動車部品WGより江蘇省TSBに模倣業者リストを提供した。2007年10月17日、江蘇省TSBと上海IPGとの間で面談・協議し、上記市場調査の結果と模倣業者リストの掲載業者（工場と店舗）を対象とした集中検査・摘発プロジェクト案が考案された。当プロジェクトの対象業者は以下の通りである。

- ・ 日本自動車企業6社が提供した模倣業者リストに掲載されている約270の工場と店舗
- ・ 上記市場調査で特定された57の工場と店舗

プロジェクトの実施に当たっては、江蘇省TSBが上記情報に基づいて自主的に調査・摘発を行い、日本企業からは調査会社をそれに同行させ、鑑定作業等のサポートを行うことにした。最初は南京、次いで常州、丹陽をターゲットとすることとした。

②調査・摘発の状況

■2007年12月初旬：プロジェクト開始

■2007年12月7日

南京市の10店舗を対象とした調査・摘発が実施された。うち、1店舗では真正品の取扱のみ確認された。侵害業者に対しては、南京市TSBが南京市各地区の執法員を集め、「聯合執法隊」を結成後、一斉摘発を行った。

③今後の進め方

本報告書作成の時点で、他地域での活動の検討が進行中であり、2008年4月以降に具体的な行動が遂行される予定である。

④本件に対する権利者のコメント

フォーラム活動の一環として、TSBが主体的に店舗や工場に対して自動車の模倣部品の検査・摘発を実施してくれたことは、企業と当局との協力関係構築の一例として評価すべきことであると思います。今後はさらに相互の交流・理解を深め、それらの課題を解決していき、より良い活動を目指していければよいと思います。

3. 個別案件事例

1) オムロン模倣品市場摘発案件

① 案件概要

2006年末から2007年初めにかけて、調査会社から入手した情報に基づき、江蘇省昆山、無錫、蘇州等地域で、オムロン社の商標権侵害業者に対する摘発が実施された。摘発の執行機関や日時、侵害業者数、侵害品などは下記表の通りである。

摘発日時	地区	執行機関	摘発された侵害業者数	侵害品	押収/抜取した侵害品の数量
2006年 12月29日	昆山	江蘇省TSB	13社	各種型番のリレー、センサ、タイマー等	2300点余 (抜取)
2007年 1月11日	無錫	江蘇省無錫TSB	6社	各種型番のリレー、センサ、光電スイッチ、接近スイッチ等	4600点余
2007年 2月9日	蘇州	江蘇省蘇州TSB	9社	各種型番のリレー、センサ、タイマー、隔離スイッチ等	1万点余 (押収)

※蘇州市において、蘇州TSBは「産品質量法」の規定に基づき、9社の侵害業者から計1万点余の侵害品を差押えた。

※昆山市では「行政処罰法」第三十七条第二項の規定に基づき、13社の侵害業者の各種侵害品に対して抜取りを行った。

②侵害品写真(一部)

◆昆山市場摘発時の侵害品写真



◆無錫市場摘発時の侵害品写真



◆蘇州市場摘発時の侵害品写真



③本件に対する権利者のコメント

取締実行後に、TSBとの情報交換を要望します。担当機関であるTSBのアドバイス、意見など情報を収集し、今度の協力に注意すべきことを確認しながら、模倣品動向の把握や効率的な連携体制を強化することが出来ると思います。

2)住友化学模倣品摘発案件

摘発日時：2006年12月27日

取締実行部門：江蘇省TSB 稽査処、南通市TSB、南通市公安局

①侵害業者

- A社（所在地：江蘇省南通市）
- C社（所在地：江蘇省）
- D社（所在地：浙江省）

②案件概要

2006年4月、新疆ウイグル自治区の顧客B社*より、住友化学標準包装のBiotinF-2の品質問題が指摘された。顧客B社は、酵母の品質が規格以下となったため、BiotinF-2のVitamin Hの含量を分析したところ0であった（政府公定機関による分析）。

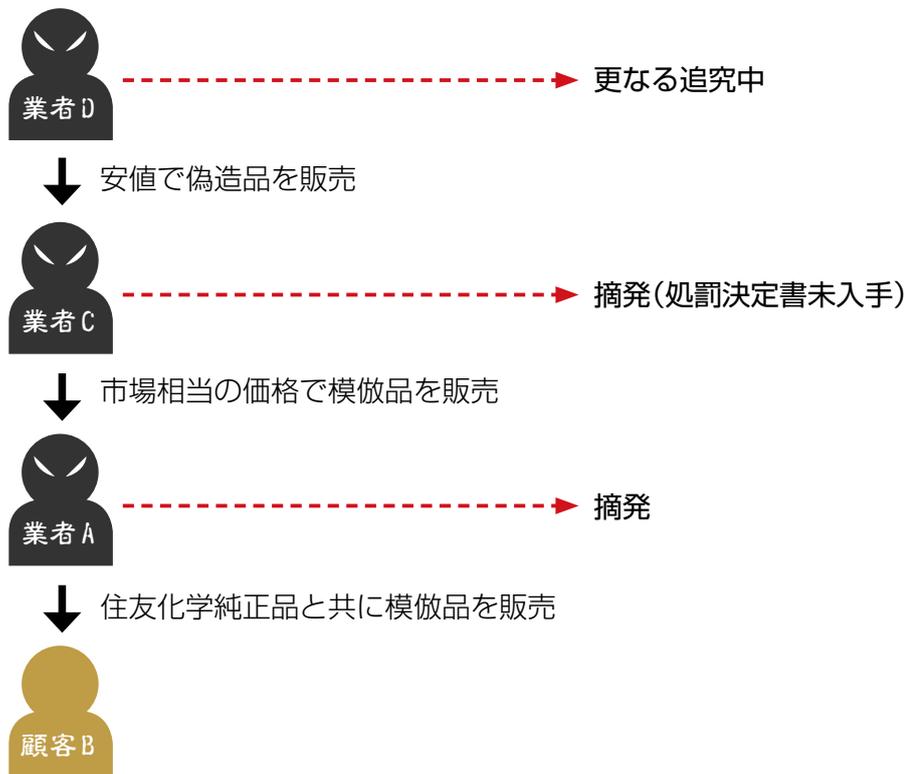
当該商品のアルミ袋はデッドコピー（「井桁マーク」、「SUMITOMO」商標権侵害、「商号/社名」の不正使用など）のものであったが、偽物防止対策の真贋判定シールが貼付されておらず、lot番号/生産日等ラベルの字体が本物と異なっていた。

住友化学株式会社による販売製品lot番号の管理から、その販売ルートが解明でき、嫌疑者として取引業者（A社）を特定できた。

*：BiotinF-2は、同社では、甜菜の酵母生産の発酵用に使用されている。

③事実関係および結果

本件における侵害業者間の関係と処理結果は、以下の図の通り。



④侵害品写真

Sealの有無



左⇒真製品（右上に判別Sealあり）
右⇒偽造品（右上に判別Sealなし）

lot番号のSealの字体が異なる。



左⇒真製品（実在の番号 31047）
右⇒偽造品（架空の番号 30449）

⑤本件に対する権利者のコメント

当初、顧客B社の本社（安徽省）は、A社より既に賠償金を受領していたため、詳細の記録等の証拠が得られなかった。A社の他の顧客への偽造品販売の継続を回避するため、証拠は不十分であるが、丁度、ブランド保護連携フォーラムが開始された時期でもあり、江蘇省TSBに本件を投訴し、直ちに摘発まで実施いただいた。（投訴から摘発/調査まで5日以内）

3) エバラ食品模倣品市場摘発案件

摘発日時：2007年1月19日 9：55～12：15

取締実行部門：江蘇省TSB（4名）、昆山市TSB（5名）

①摘発対象

■昆山超華商貿城の3店舗

所在地：昆山市震川西路364 - 25号

②摘発経過

江蘇省TSBは、昆山超華商貿城にある3店舗でエバラ食品（上海）有限公司の商標権と意匠権侵害疑惑品を取扱っているとの情報に基づき、2007年1月19日に昆山市TSBと共同で、上記3店舗に対する一斉摘発を実施した。

TSBは3店舗に対して全面捜査を行い、エバラ焼肉のたれ（醤油味1600g）と亀甲万醤油（1.6ℓ）を発見した。TSBが各店舗の責任者に正規仕入伝票の提出を求めたが、3店舗とも提出できず、侵害行為を認めた。

③侵害品写真



④本件に対する権利者のコメント

今回の江蘇省4都市における弊社模造品摘発に際し、江蘇省質量技術監督局、日本国経済産業省、ジェトロ上海IPGの皆様には多大なるご協力を賜り、感謝申し上げます。弊社も2000年頃から中国での模倣品被害の報告がありましたが、現地に法人も無く対応に苦慮しておりました。

2004年より上海市内で調査を行ったところ、相当数の模倣品の存在が確認され、対策を講じてまいりました。2005年から弊社もジェトロ上海IPGの幹事メンバーになりましたが、その後「江蘇省ブランド保護フォーラム」立ち上げの際、摘発の先陣を切って弊社を採用して頂いた事は光栄に存じます。

今回の摘発で上海市以外にも弊社模倣品が多数存在することが分かり、問題の根が深いことを改めて感じさせられました。

現在、私どもの上海の現地法人である「荏原食品（上海）有限公司」では、この模造品の対象となった「焼肉のたれ1.6kg」の生産を2007年より上海市で開始し、偽物対策を更に強化している段階に入っております。これからも中国政府、日本国政府、民間企業各社がいかなる壁も乗り越え協力し合い、更にこのフォーラムが発展する事を切に祈念いたします。

4) 松下電工模倣品市場摘発案件

摘発日時：2007年8月29日(水)

取締実行部門：南京市下関区TSB、建鄴区TSB、金海工商所

① 摘発対象

■南京市下関区金海装飾市場の4社

所在地：南京市下関区建寧路98号金海装飾市場内

■南京市建業区金盛国際家居広場の1社

所在地：南京市建業区江東中路80号金盛国際家居建材広場内

② 案件概要

2007年1月、松下電工株式会社は営業ルートより、上記市場の5社が同社商標権と商号権を侵害する配線器具と照明器具を販売しているとの情報を入手した。

5つの侵害業者が販売していた配線器具、照明器具には「香港松下」、「松下電工」、「SONGXIADG」、「Natianle」、「HKsongxia」、「四通松下」の標識が使用されており、且つ店舗の展示ボードには「松下電工」、「香港松下」、「四通松下」が明記されていた。

案件遂行において、SONGXIADG, HKsongxia香港社名取消及び登録なしの「公司登記処」発行の証明書の提出を要求されたが、取得できず、訴訟判決書の提示で解決した。また、金額が小さい案件のため、江蘇省TSBは本件を区のTSB（下関区、建鄴区）に移送した。「Natianle」は類似商標であるため、金海工商所に移送した。

③ 処理結果

■金海装飾市場の侵害業者3社に対しては、侵害品を差押さえ、製品不正表示及びCCC認証証書の有効期間切れの理由で処罰をした。同市場の「Natianle」標識使用業者1社については、AICの動きを察知したようで、摘発に失敗した。

■金盛国際家居広場の侵害業者に対しては、CCC認証証書期限切れの理由で処罰をした。

④ 正規品と侵害品対比写真

正規品



正規品

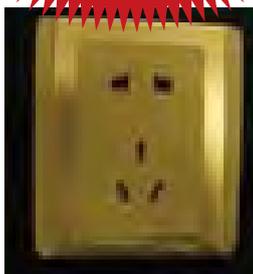


侵害品



SONGXIADG香港松下

侵害品



Natianle永昌四通松下

侵害品



四通松下

不正展示ボード



⑤ 本件に対する権利者のコメント

- 当フォーラムのおかげで、複雑な案件が順調に受理されました。
- レイドする前に、省レベルの模倣品対策役所責任者及び区の責任者と事実の認定、根拠法律及びその運用を検討、意見交換できたし、レイドの実施方法も合意しました。
- レイド実施した後、当社は本案件に関する法律分析意見書及び補足証拠を補充提出した。当該書面はTSB担当者の参考にもなり、本案件の正しい処理に役に立ちました。TSBの職員からも良い評価を頂きました。
- 案件処理結果に関して、当社はTSBの処罰根拠及び罰金金額に納得しています。
- 案件処罰決定書の写しを当局から入手できなかったのは残念に思います。

5) マツダ模倣品摘発案件

① 摘発対象、日時及び執行部門

■業者A（物流会社）

所在地：南京市鉄心橋大定坊工業園区

摘発日時：2007年8月31日(金)

執行部門：南京市工商行政管理局玄武分局経検大隊

■業者B（卸業者）

所在地：南京市新伊汽配城二期

摘発日時：2007年9月3日(月)

執行部門：南京市TSB玄武分局

② 案件概要

■2007年8月、調査会社から業者Bに関する情報を入手。

■8月31日、業者Bに対する監視中にトラックで貨物が搬出されたため、業者Aまで追跡。工商局に依頼し、業者Aを摘発。

■当日、続けて業者Bに対し摘発を実施しようと試みたが、工商局の都合により摘発が延期された。

■9月3日、TSBに依頼し業者Bを摘発。

③ 処理結果

■業者A

他人の登録商標専用権の侵害品販売容疑があるとし、「商標法」第五十五条の規定に基づき、以下の商品を押収した。

オイルフィルター 600点

エアフィルター 500点

■業者B

他人の工場名及び住所を冒用した容疑があるとし、「産品質量法」第十八条第四項の規定に基づき、以下の商品を押収した。

各種オイルフィルター、エアフィルターなど 約300点

★ 何れも押収された部品は、それぞれの当局の倉庫に保管。

★ 本件に関する処罰決定書は未入手。

④侵害品の写真

オイルフィルター



エアフィルター



⑤本件に対する権利者のコメント

- 摘発実施当局の選択、及び摘発実行計画に関する当局との事前調整が重要。
- 本件摘発において良かったことは、1ヶ所目の工商局による摘発からそれ程日数を空けずにTSBが直ぐに2ヶ所目の摘発を行ってくれたこと（土日を挟んだだけ）。フォーラム設立後であり、2ヶ所目の摘発についてはTSBの協力が得られやすい環境にあったことが影響していたのではないかと考えている。

6) 王子製紙の商標不正登録取消請求事件

不正登録の業者：蘇州市の紙加工業者

取消請求時期：2001年12月

① 案件概要

2001年に、王子製紙は、江蘇省蘇州市の企業による商標登録(「王子」を含む商標)を発見し、速やかに国家工商行政管理総局商標評審委員会への取消請求を行った。その後、5年半にわたり審判が進行しなかったため、審理の促進を求めたところ、一定の条件を満たせば、審理を促進できる旨の回答が得られた。フォーラム設立後、本件について、江蘇省TSBに相談した。

② 結果

2007年6月以降、江蘇省TSBを通じ、江蘇省人民政府・AICの協力を得て、国家工商行政管理総局商標評審委員会に、対象案件の審理促進を働きかけた結果、2007年10月に国家工商行政管理総局商標評審委員会より裁定書が出され、対象商標の取消決定がなされた。

③ 現状

現在、不正登録の業者は取消決定を不服として、国家工商行政管理総局商標評審委員会を被告として提訴した。当社は第三者として訴訟参加し、全面的に国家工商行政管理総局商標評審委員会に協力することとしている。

④ 商標の画像

王子製紙株式会社出願商標



蘇州市紙加工業者商標



⑤本件に対する権利者のコメント

江蘇省TSBの関係政府部門への働きかけにより、審理が促進されたものですので、江蘇省TSB及び江蘇省AICの働きに大変感謝しています。



2007年度、江蘇省 TSB- 上海 IPG ブランド保護連携フォーラムでは、フォーラム「定款」に定められた目的・趣旨に則り、以下のとおり諸活動を展開した。

(1) 江蘇省 TSB と上海 IPG との直接交流・相互理解の促進

フォーラム設立以前においては、江蘇省 TSB と上海 IPG 運営幹事会とが、相互交流の主体となる機会が多く、他の上海 IPG 会員企業との交流は希薄であった。しかし、フォーラム設立後には、意見交換会、真贋識別セミナー等の機会を通じ、多くの上海 IPG 会員が江蘇省 TSB と交流し、相互理解を促進した。真贋識別セミナー終了後には、上海 IPG 会員の一部が江蘇省 TSB の職務訓練に参加する場面が見られるなど、通常とは異なる形で交流を持てたことも印象的であった。更には、フォーラム定款第四条第 4 項に規定された会員の権利「フォーラムに特定問題に関する検討会等の開催を依頼すること」に基づき、江蘇省での知的財産権問題を抱える日系企業が、個別に当該問題を解決すべく江蘇省 TSB との会合を行う機会が徐々に増加した。こうした個別の会合は、交流促進のみならず、問題解決の円滑化にも好影響を及ぼした。

(2) 情報共有、意思疎通強化による戦略構築

情報共有の一環として、まず上海 IPG より、会員アンケートの結果を江蘇省 TSB に提供した。当該アンケート結果に基づき、両者間の会合において重点分野および問題地域を選定し、当該分野・地域を優先対象として、可能な範囲で模倣品の取締を実施することで合意した。取締活動の実施にあたっては、事前に実施方法の検討機会を設け、新規の試み（模倣業者リスト掲載の対象について、事前の深堀調査なしに連続で摘発を行うことなど）を採用することとした。結果として、2 業界の模倣品について、連続的な取締が低コストで実施されるなど一定の効果を奏することができた。今後は、鑑定手続などいくつかの改善項目について更に検討し、より円滑な共同作業を行うことが求められる。

模倣業者リスト・日本企業担当者リスト、真贋識別情報の共有なども行われ、従来と比べ円滑な相互の意思疎通がはかられたが、インターネット上での情報共有など達成できなかった項目もあり今後の課題となる。

(3) 取締に関する迅速対応能力の向上

フォーラム設立後の江蘇省 TSB- 上海 IPG 運営幹事会間の会合においては、対象商品の特徴（例えば、農薬であれば春から夏が製造販売時期であることなど）を加味して真贋識別セミナーを開催し、すぐに取締に結びつけることが提案された。しかし、業務繁多等の事情から、想定してい

たほどに機動的な活動を行うことはできなかった。また、江蘇省質量技術監督部門の現場執行官が、業務中に現場で真贋識別情報を確認し得るシステム構築なども提案されたが、実現にはいたらなかった。取締の迅速対応能力向上には、現場執行を担当する執行官の増員など、知的財産権保護に向けたリソースの拡大が重要と考えられることから、2008年度以降、両者協力して関係各位にリソース拡大の実現を促すことが必要と考えられる。

以上のとおり、2007年度には、設立初年度として、満足し得る結果も生じたが、2008年度に向けた課題もいくつか抽出された。2008年度には、インターネット上での情報共有など、既に遡上に上っている項目を引き続きフォローアップするとともに、情報共有・交流の更なる促進など、既存の実施項目を強化することも重要となる。こうした努力により、模倣品対策の効率化、有効性向上や、模倣巧妙化・悪質化への対策強化が期待される。

また、フォーラム定款に掲げられた活動範囲のうち、「積極的広報活動の展開、消費者教育」（第三条第5項）、「フォーラムにより構築したネットワークを通じた連絡強化」（第三条第6項）など未達の実施項目について、今後検討を促進する必要がある。広報・教育の充実化を通じ、全体的に知的財産権保護の機運を高めるとともに、政府・企業が責任をもって消費者の安全性確保（粗悪な模倣品による人体・健康への危害の排除など）に注力することで、結果的に関連当事者全体の利益保護が促進されるものと期待される。

江蘇省 TSB- 上海 IPG ブランド保護連携フォーラムは、中華人民共和国質量監督檢驗檢疫総局と日本経済産業省との間で協議されている「知的財産権保護に関する地方間協力」の一環としても、今後その重要性が増すものと考えられる。2007年度活動に関する検証を踏まえ、“江蘇省において知的財産権保護の良好なモデルを構築し、他地域への波及効果を生み、中国における知的財産権保護の全体的な活性化を実現する”というフォーラム設立にあたっての当初の目的達成に向け、両者が引き続き協力しフォーラムの価値を高めていくことが求められる。

江蘇省 TSB- 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム設立宣言

本日、われわれは江蘇省南京に集まり、平和、発展、協力が現在の主な潮流であり、経済のグローバル化がアジアの一体化および相互信頼関係を一層深めていることを確認しました。経済および社会の発展が進む昨今、江蘇省の経済発展および日系企業の中国における発展を加速するために、質量技術監督部門と日系企業とのブランド保護の面での連携強化のための努力は非常に重要であると認識しており、また開かれた経済では開かれた視野が必要となります。

中国と日本には、両国の経済及び社会環境の相違、経済発展の段階の差異、多様性がありますが、中国と日本は大変よい条件、強い原動力の下、絶えず相互の信頼関係を構築し、連絡を強化し、協力を深めていくことができます。その優位性は、主に以下二つのことといえます。

一つは、中国と日本は、地理的にも近く、歴史も近く、また、文化もつながっており、国民は長期にわたって友好的に交流してきた伝統を持っていることです。

もう一つは、経済を継続的に発展させるために努力するという目標が一致しています。江蘇省質量技術監督部門が江蘇省経済の更なる発展を促進すること及び日系企業が中国において更なる発展を図るといった共同の期待と決意を持っていることです。

そのため、われわれは：

■江蘇省質量技術監督局、上海 IPG が共同でブランド保護連携フォーラムを立ちあげることを宣布します。

■連携フォーラムをハイレベルのフォーラムにするために努力し、更なる検討を通じて、共同で江蘇省の経済発展目標の実現を推進します。

以上の目標を達成するための、連携フォーラムの取り組みは次の通りです：

◎江蘇省の経済発展および日系企業の江蘇省における投資のために良好な環境を作り、日系企業の江蘇省における経済交流、協調および協力を推進し、経済連携を強化し、江蘇省経済の持続可能な発展を実現します。

◎江蘇省質量技術監督部門と日系企業は、ブランド保護、模倣品製造・販売取締などの面での問題を共同で話し合うための対話の場を提供し、協力を深め、共同で模倣品製造・販売違法犯罪活動を取り締まります。

以上の使命を完遂するために、連携フォーラムでは以下の活動を実施します。

1. 定期的会合、セミナーおよびその他の具体的事例に関する検討会を開催し、ブランド保護、模倣品製造・販売取締など重要な問題を議論します。
2. 江蘇省地域の経済発展に影響を与える関係日系企業ブランド保護問題の動向を調査します。
3. 質量技術監督部門と日系企業との間で模倣品に関する情報の交換を行います。
4. 真贋製品識別トレーニングを実施し、ブランド保護の方法および技術での情報交流を行い、模倣品取締業務のために必要な専門的支援を行います。
5. 積極的に広報活動を展開し、消費者に対して教育を行います。
6. 連携フォーラムを通じて、江蘇省質量技術監督部門と日系企業が構築したネットワークを活用して、連携フォーラムメンバー間、またメンバー以外の日系企業との間でのブランド保護活動を支援します。

われわれは、連携フォーラムの構築が江蘇省経済の更なる繁栄、安定した調和のとれた社会構築のために重要な貢献をすると強く信じています。

江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム定款

第一条 目的

江蘇省質量技術監督局—上海IPGブランド保護連携フォーラム（以下、「連携フォーラム」という）は、江蘇省質量技術監督システム検査部門と、上海IPGに参加する日系企業とで構成され、その目的は質量技術監督部門と日系企業とがブランド保護の面における協力を強化し、市場経済秩序を確立することにある。

第二条 趣旨

1. 江蘇省の経済発展及び日系企業の中国における発展のため、日系企業の江蘇省における経済交流、協調および協力を推進し、対話および経済連携を強化する。
2. 江蘇省質量技術監督部門と日系企業のために、ブランド保護、模倣品製造・販売取締などの面における問題を共同で相談するための対話の場を提供する。
3. 連携フォーラムに参加した江蘇省質量技術監督部門と日系企業が構築したネットワークを活用して、連携フォーラムメンバー間、またメンバー以外の日系企業との間でのブランド保護活動を支援する。

第三条 活動範囲

1. 定期的会合、セミナーおよびその他の具体的事例に関する検討会を開催し、ブランド保護、模倣品製造・販売取締など重要な問題を議論する。
2. 江蘇省地域の経済発展に影響を与える関係日系企業ブランド保護問題の動向を調査する。
3. 質量技術監督部門と日系企業との間で模倣品に関する情報の交換を行う。
4. 真贋製品識別トレーニングを実施し、ブランド保護の方法及び技術に関する情報交流を行い、模倣品取締業務のために必要な専門的支援を行う。
5. 積極的に広報活動を展開し、消費者に対して教育を行う。
6. 連携フォーラムにより構築したネットワークを通じて、質量技術監督部門と日系企業間での連絡を強化する。
7. その他のブランド保護に役立つ活動を展開する。

第四条 連携フォーラムメンバーの権利

1. 連携フォーラムの活動に参加すること
2. 連携フォーラムの活動に対する提案を行うこと

3. 連携フォーラムが提供する情報を取得し、連携フォーラムの情報データベースを優先利用すること
4. 連携フォーラムに特定問題に関する検討会等の開催を依頼すること
5. 連携フォーラムにより構築するネットワークを通じて、情報提供および支援を依頼し、提供すること

第五条 連携フォーラムメンバーの義務

1. 連携フォーラム定款及び関係規定を遵守すること
2. 連携フォーラムの決議を執行すること
3. 連携フォーラムイメージと合法的権利を維持・保護すること
4. 積極的に連携フォーラムに真実かつ信頼に足る資料及び情報を提供すること
5. 連携フォーラムが規定したその他の関連義務を遵守すること

第六条 連携フォーラムメンバーは、連絡者制度を使って連絡を行う。

第七条 連携フォーラムメンバー代表総会は毎年少なくとも1回開催し、江蘇省質量技術監督局、上海日本IPGが共同で開催する。

第八条 連携フォーラムメンバーが連携フォーラムから脱会するときは、書面で連携フォーラムに通知し、かつメンバーの証明書類を返還しなければならない。

第九条 連携フォーラムメンバーに、中華人民共和国法律法規に重大に違反する行為がある場合、または本定款に重大に違反する行為がある場合、除名する。

第十条 本定款の解釈権は連携フォーラムに属す。

第十一条 本定款は連携フォーラム設立総会での決議をもって発効する。

日本企業担当者リストのフォーマット

[001]		連絡窓口	名前	部署/役職	電話番号	携帯電話番号	E-mail
会社名		担当者(中国語可能)					
所在地		責任者					
職 種		鑑定人①					
		鑑定人②					
[002]		連絡窓口	名前	部署/役職	電話番号	携帯電話番号	E-mail
会社名		担当者(中国語可能)					
所在地		責任者					
職 種		鑑定人①					
		鑑定人②					
[003]		連絡窓口	名前	部署/役職	電話番号	携帯電話番号	E-mail
会社名		担当者(中国語可能)					
所在地		責任者					
職 種		鑑定人①					
		鑑定人②					
[004]		連絡窓口	名前	部署/役職	電話番号	携帯電話番号	E-mail
会社名		担当者(中国語可能)					
所在地		責任者					
職 種		鑑定人①					
		鑑定人②					
[005]		連絡窓口	名前	部署/役職	電話番号	携帯電話番号	E-mail
会社名		担当者(中国語可能)					
所在地		責任者					
職 種		鑑定人①					
		鑑定人②					

		連絡窓口	名前	部署/役職	電話番号	携帯電話番号	E-mail
単位名	ジェトロ上海センター	担当者(中国語可能)					
所在地		担当者(中国語可能)					
		責任者					
		責任者					
会社名							
所在地							
会社名							
所在地							
会社名							
所在地							
会社名							
所在地							

江蘇省における模倣品被害状況に関するアンケート結果統計表(抜粋)

江蘇省における被害状況			江蘇省で実施した対策		重要度
侵害された権利	被害地域	傾向	年間通報件数	過去の実績	
虚偽表示 商標	常州 南京 昆山 丹陽	安定	12件(2006年)	2006年度計12件取締	やや重視
デッドコピー 虚偽表示 商標	南京 常州 蘇州 無錫	やや改善	7件(2006年)	/	非常に重視
虚偽表示 商標 図形	昆山 丹陽 無錫 鎮江	悪化	43件(2006年4月～ 2007年3月)	1998年～2006年 AIC:210件(処罰:25件) TSB:57件(処罰:4件)	非常に重視
虚偽表示 商標	常州 南京 無錫 丹陽	悪化	13件(2006年)	摘発 2005年度:8件 2006年度:13件	非常に重視
その他	/	/	/	/	非常に重視
虚偽表示	無錫市錫山区	/	1件(2006年)	/	やや重視
商標	常州 宜興	やや改善	0件(2006年)	2001年宜興AICは当社製品品番を冒用した製造業者に 対して摘発を行い、侵害品を押収した。 処罰決定書・商標の除去、3000元の罰金	やや重視
/	/	/	/	/	あまり重視しない
デッドコピー 商標	南通市啓東縣 徐州	安定	32件(一年)	TSB:20件 AIC:12件	やや重視
デッドコピー	南京	安定	1件(2004年)	南京で小規模の摘発実績がある。	やや重視
デッドコピー 商標	南京	安定	3件(2006年)	2006年5月24日 無名卸売店 南京TSB 2006年8月10日 無名倉庫 南京AIC 2006年8月31日 南京通弁公設備有限公司 南京AIC(JBMLA共同)	非常に重視
デッドコピー 商標	南京	安定	8件(2006年)	2006年、侵害品押収件数8件(偽インカートリッジ794点と ドラム1058点、その他計3101点没収)。その他、これまで積 極的にご協力下さったTSBに感謝申し上げます。	非常に重視
デッドコピー 商標	南京 蘇州	安定	約17件(2006年)	南京の大規模ショッピングセンター内で模倣品対策宣伝活動 を実施した。	非常に重視
デッドコピー 商標	南京 無錫	安定	2件(2006年)	①2006年9月、南京市場内の商店に対してサンプリング調査 を行った(南京市AIC)。その結果、当社商標を付した侵害疑 惑品を65点押収。鑑定書を提出→処罰依頼 ②2006年9月 南京市で当社商標を付した侵害疑惑品を 摘発。鑑定書提出。	やや重視
デッドコピー 商標	南京 揚州 常州	悪化	4件(2006年)	2005年から今日まで、江蘇省における案件は計6件。	やや重視
デッドコピー 虚偽表示 商標	南京 南通 常州	悪化	5件(2006年)	南通市内で当社製品の意匠権と類似する回路器具を経営 している店舗5件に対して摘発を行った。	非常に重視
商標	南通 如皋	安定	2件	・調査会社活用 ・江蘇省AIC、TSBトレーニングセミナーに参加 ・南通市AICトレーニングセミナーに参加 ・江蘇省AIC、TSBの幹部たちと意見交換実施 (調査会社活用以外は、JETRO上海と共同行動)	やや重視
デッドコピー 商標 図形	無錫 徐州	悪化	2件	偽計算機2件 合計1,100台	やや重視
その他	/	/	0件(2006年)	/	非常に重視
/	/	/	/	/	比較重視
デッドコピー 商標 図形	揚州 無錫 南京	安定	2件(2006年)	/	/
デッドコピー 商標	塩城 南通 射陽縣	安定	2件(2005年) 1件(2006年) 1件(2007年)	1.外資系農業工業界知的財産保護委員会の一員として 江蘇省TSBと共同でトレーニングセミナーを開催。 2.江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラムに参加。 3.上海IPG農業WGの一員として活動を展開。	非常に重視
デッドコピー 虚偽表示 商標	塩城 徐州	安定	3件(2007年)	去年からJETRO主催の各種知的財産保護活動に参加 してきた。	非常に重視
/	/	/	/	/	やや重視
虚偽表示 商標	金壇 南京	安定	5件(2004年)	/	やや重視
/	/	/	/	/	非常に重視
その他(特許権侵害)	金壇	/	1件(2005～6年)	江蘇省高級人民法院が特許権侵害案件に対し最終判決を 下した(被告の行為が権利侵害に該当すると判定)	非常に重視
商標	泰州	/	/	泰州市の「住金申工」という企業が「sumito」の商標を使用 していた件について、概ね解決できた。	/
デッドコピー 商標 図形	吳江 常熟 南通 蘇州	安定	8件(2005年)	別紙にて提出	非常に重視
その他 (二次製品縫製)	鎮江市句容縣	やや改善	2件(2006年)	・行政機関が自主的に衣料縫製業に対して取締を実施。 ・行政機関によるトレーニングセミナーに参加。	やや重視
/	/	/	/	/	/
デッドコピー 虚偽表示 商標	南京	悪化	0件	模倣品被害情報のみ収集(侵害品の確認)	非常に重視
デッドコピー 商標 図形	南京 無錫 蘇州 昆山	/	/	江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラムを きっかけとした侵害品被害状況確認調査など。	非常に重視
/	/	/	/	/	やや重視

模倣業者リストのフォーマット（一部例示として欄内記入）

	調査対象	住所	ブランド	製品	部品コード	価格 (RMB)	数量 (現場確認)	数量 (工場側説明)	真贋 (工場側説明)	権利侵害	サンプルの有無	出所	処罰年月日	処理	処理機関
1				フロントバンパー			120点			模倣品					
				フロントバンパー			498点			模倣品					
2				フロントバンパー						模倣品			06.4.7	没収/罰金 80048元	
3				テールライト			10点			模倣品			05.7.20	没収/罰金 10065元	
4				各種自動車部品			62点			模倣品			06.3.20	没収/罰金 200000元	
5				オイルランプ			26点			模倣品					
6				自動車用アクセサリー			160点			模倣品					
7				自動車用バンパー			124点			模倣品					

A blurred landscape featuring a road on the right side, green fields on the left, and a blue sky with white clouds. The word "JETRO" is centered in the image in a white, serif font.

JETRO